

生成 AI の倫理的な側面と将来の可能性

はじめに

1. 生成 AI の種類と利活用するまで

(1) 生成 AI の種類

(2) 生成 AI に関係する主体の整理

- ・ データ提供者
- ・ 生成 AI 開発者
- ・ 生成 AI 事業者
- ・ 生成 AI 利用者

2. 生成 AI の倫理的リスク

(1) 倫理とは

- ・ AI 倫理について

(2) AI の倫理的リスク（以下、「AI リスク」）とは

AI の倫理的リスクを「①開発・学習段階」と「②生成・利用段階」に分けて考えながら、AI リテラシースキルについても考える。

① プライバシー侵害

② バイアス（偏見）・公平性

- ・ バイアスとは、先入観や思い込みから偏ったものの見方をすることを意味する。

（性別、人種、宗教、年齢など）

- ・ レピュテーションリスク

③ アカウンタビリティ、ブラックボックス化（透明性・説明可能性）

- ・ 演繹的アプローチと帰納的アプローチ

④ ハルシネーション（幻覚）・誤情報

- ・ ハルシネーション対策

⑤ 悪用・偽情報

- ・ 犯罪に利用される懸念がある。

ディープフェイク、フェイクニュース、スパムメール、フィッシング詐欺、マルウェアの作成、殺傷兵器の製造方法 等

⑥ 著作権などの知的財産権等の法的リスク → 「3. 生成 AI に関する法律や規制」へ

(3) AI リスクのまとめ

3. 生成 AI に関する法律や規制

(1) 生成 AI と著作権について

- ・ 著作権法第 30 条の 4

- ・ 学習・開発段階

Q. 著作権者の許諾を得ることなく、生成 AI 開発者が他人の著作物を含むデータを収集することができるのか？

- ・生成・利用段階

Q. 生成 AI により出力された AI 生成物に著作権は発生するのか。

Q. AI 生成物をどの程度まで加工したら著作物として認められるか。

Q. 自分が生成した AI 生成物にはクレジット表記が必要か。

Q. 著作権の侵害になる場合はどのような場合か。

Q. 著作権が発生する場合、誰の著作権になるのか。

- ・生成 AI の規制やルール整備を求める動き

2023 年 8 月 17 日に日本雑誌協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会の 4 団体連盟で「生成 AI に関する共同声明」を発表

(2) 各国の法律や規制について

- ・ハードローとソフトロー

ハードロー (EU の AI 規制法、カナダの AI とデータ法案 (AIDA))

ソフトロー (OECD、G7、G20、ユネスコ、日本)

- ・欧州 (EU) AI 規制法
- ・リスクベースアプローチ
- ・AI 規制法の規制又は義務に違反した場合の制裁金
(AI 規制法 第 12 章 罰則 第 99 条)

(3) 生成 AI の規制・ガイドライン

① 政府ガイドライン

- ・令和元年「人間中心の AI 社会原則」
- ・平成 29 年「AI 開発ガイドライン」(総務省)
- ・令和元年「AI 利活用ガイドライン」(総務省)
- ・令和 4 年「AI 原則実践のためのガバナンスガイドライン ver1.1」(経済産業省)
- ・令和 6 年「AI 事業者ガイドラインを公表」(総務省・経済産業省)

② 民間団体のガイドライン

③ 海外におけるガイドライン

4. 今後の可能性

- ・動画生成 AI 「Sora」 / OpenAI
- ・動画生成 AI 「Pika」 / PikaLabs
- ・音楽生成 AI 「SUNO」 / Suno Inc.
- ・AI サイエнтиスト / Sakana.ai
- ・NotionAI / Notion Labs 社

参考・引用文献

- ・文化庁編者『著作権法入門 2023－2024』著作権情報センター，2013 年.
- ・総務省、経済産業省「AI 事業者ガイドライン」(第 1.0 版) 2024 年 4 月
<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004-1.pdf> (確認：2024-10-15)
- ・European Commission 「AI Act」
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai> (確認：2024-10-15)